平成２３年（フ）第２０６号
岡山県倉敷市中島1494番地１　メゾンソレイユ101号
債務者　太田　春治
１　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
岡山県倉敷市中島1494番地１　メゾンソレイユ101号
債務者　太田千津子
１　決定年月日時　平成23年８月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ｃ204号　市営浜ノ茶屋南団地、前住所岡山県倉敷市粒浦511番地　ブルーハウスＢ号
債務者　能登由理子
１　決定年月日時　平成23年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第６０４号
埼玉県幸手市栄３番８―507号
債務者　加藤　有希
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７１号
埼玉県蓮田市大字川島272番地１　ラフォーレ・ルミエール102号、旧住所埼玉県南埼玉郡白岡町大字高岩721番地２　アークプラザ新白岡601
債務者　増田　太一
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９８９号
さいたま市南区辻４丁目７番25―106号
債務者　若松　寛之
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３４号
熊本市鹿子木町93番地３
債務者　杉本としえ
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４３６号
熊本市国府２丁目３番10号
債務者　別府　香織
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７２号
熊本市花立３丁目33番11号
債務者　中村　祐貴
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４６号
北海道北見市北進町４丁目７番10号　コーポ中田206号
債務者　伊藤　　博
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第１０３１号
埼玉県川口市芝塚原２丁目１番24―302号　松田マンション302号
債務者　近藤　　稔
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８８号
埼玉県川口市大字安行原2822番地の１　エスペランサＢ103、旧住所埼玉県川口市大字安行吉岡1365番地の１　ドゥムールＮＹ21―207号
債務者　渡邉千恵子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１７号
さいたま市浦和区本太５丁目23番２号、旧住所さいたま市浦和区仲町４丁目２番23―701号
債務者　松井　洋性
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２５号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―35―506
債務者　永倉　雷太
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３２号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目50番５―902号　エントピア荻窪、申立時の住所埼玉県川口市朝日５丁目８番７号　グリーンハウス202号
債務者　廣瀬　優香（旧姓河島）
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１８６号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目32番16号　リシエス笹屋201号室
債務者　岩本　陽子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１９２号
さいたま市浦和区領家２丁目10番15号
債務者　星野　隆子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係